

令和4年4月より施主様と土地所有者様が同一でも、必ずご提出していただくこととなりました。

埋蔵文化財調査承諾書

令和 4 年 6 月 1 日

(あて先) 本庄市教育委員会教育長

土地所有者様の自署(個人の場合)
又は社印(会社の場合)をお願い
いたします。

住所 本庄市本庄 3-5-3
氏名(自署) **本庄 太郎**

私の所有する土地に関して、下記のとおり埋蔵文化財の調査を承諾いたします。

記

1. 土地の所在及び地番

本庄市児玉町八幡山 368

2. 事業主体者または代理人等

埋蔵文化財調査に関する日程・手順等の打ち合わせ、書類の提出・收受等を以下の事業主体者または代理人等が行うこと

住所 **本庄市本庄 3-5-3**

氏名 **埜 保己三郎**

3. 調査の内容

本庄市教育委員会による埋蔵文化財の調査、およびそのために必要な敷地内への立ち入り等

4. その他

- ・原則として、掘削調査後は調査者側で埋め戻すものとする。
- ・既存の建物・工作物、農作物等に関しては別途協議するものとする。
- ・調査による出土品は、本庄市教育委員会において処理するものとする。